
○議長（近藤八郎君） ただいまから、令和2年第2回下川町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、傍聴席を閉鎖し、説明員である課長等の入場を制限しております。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、6番 蓑谷春之 議員及び7番 小原仁興 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 諸般の報告を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 発議第1号「下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 我孫子洋昌 議員。

○5番（我孫子洋昌君） 発議第1号 下川町議会議員の議員報酬額及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案趣旨を申し上げます。

現在、世界中で猛威を振るう新型コロナウイルスの影響は、国内においても、医療をはじめ、経済、教育、文化、スポーツなど、様々な分野において先行きが見通せず、まさに未曾有の国難といった状況が続いております。

また、町内においても、生活困窮者をはじめとした、弱い立場にある町民への影響が大きく、これまでも、国、道、町が様々な対策を講じているところであります。

私たち下川町議会は、このような緊急事態の下、本町においても町民の健康と暮らしを守るため、議員の期末手当を減額支給する条例改正案を提出いたします。

本案は、議員の6月期末手当について10%を減額するものです。

条例改正の内容は、令和2年6月に支給する期末手当支給率を、「100分の150」から「100分の135」とするものです。

この条例の施行期日につきましては、令和2年6月1日であります。

本案は、6名の賛成議員とともに、私が提案者議員として提案するものです。

議会の総意として、町民とともに歩み、一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、町民を一人として取り残さないための施策を、町と一体となって講じるよう求めるものであります。

以上申し上げ、提案趣旨といたしますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案趣旨の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

これから、発議第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 議案第1号「下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案を提案させていただく前に、一言御挨拶を申し上げたいと

存じます。

5月も中旬を迎え、本来ですと本町におきましても春の催事や各種行事、会議が活発に開催されているところでございますが、御承知のとおり新型コロナウイルス感染の影響によりまして、中止や延期が相次いでいる状況下であり、住民の皆さんのストレスや不安も高まりつつあることと存じます。

既に5月1日の第1回議会臨時会におきまして、特別定額給付金の議決を頂き、9日から給付を開始してございますが、13日の段階で町民の約70%…2,262人に振り込みを終えたところでございます。町民の皆さんの生活の一助にいち早く寄与できることを願うところでございます。

さて、このような折、議員各位には今臨時会の御案内をさせていただきましたところ、大変御多用の中、御出席を頂き、御審議賜りますことを心より感謝申し上げます。

今般の臨時会においての案件は、さきに述べました新型コロナウイルスに係る事案などございまして、第1回臨時会に続いての施策であり、町民の皆さんや事業者の皆さんの不安をいち早く解消できるようにとの強い思いの中で提案をさせていただくものでございますので、議員各位には慎重な審議をお願い申し上げ、開会の御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、議案第1号を提案させていただきます。

議案第1号 下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、町長、副町長及び教育長の期末手当額について、減額をするものでございます。

改正の内容は、町長、副町長及び教育長の令和2年6月に支給する期末手当の支給割合につきまして10%から20%減額するもので、町長の期末手当支給率につきましては、現行の「100分の150」を「100分の120」に、副町長及び教育長の期末手当支給率につきましては、現行の「100分の205」を「100分の184.5」とするものでございます。

この期末手当の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出自粛や休業要請等によって深刻な影響を受けている町民の皆様、町内事業者様の状況を勘案し、町独自の経済対策などに活用するため、本条例を提案した次第でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、今後の感染等の広がり状況等を注視しつつ、国の対応も踏まえながら適切な対応に努めてまいり所存でございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 賛成の立場から述べさせていただきます。
先ほど、議会議員の報酬減額が可決されたところでございますが、コロナ対策問題につきましては、一丸となって取り組んでいかなければならない事案だと承知をしているところでございます。
そんな中で、今回、特別職の報酬の減額の提案がありましたけども、一丸となって取り組むという決意と受け止めさせていただき、賛成の立場から述べさせていただきました。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで討論を終わります。
これから、議案第1号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。
したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第6 議案第2号「下川町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第2号 下川町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を目的とした「地方税法等の一部を改正する法律」が、令和2年4月30日に公布、施行されたことに伴い、関係する条項について改正を行うものであります。

主な改正の内容を申し上げますと、「中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家

屋に係る固定資産税等の軽減措置」「軽自動車税（環境性能割）の臨時的軽減の適用期間の延長」「徴収の猶予制度の特例」などについて、改正を行うものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 高橋税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、議案第 2 号 下川町税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に関する地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、公布の日から施行するものを第 1 条関係で、令和 3 年 1 月 1 日から施行するものを第 2 条関係として、条建てで改正しております。

議案第 2 号説明資料「下川町税条例の一部を改正する条例の概要」により御説明し、その後「下川町税条例新旧対照表」により改正の概要を御説明いたします。

それでは、議案第 2 号説明資料の「下川町税条例の一部を改正する条例の概要」を御覧ください。

第 1 条関係、固定資産税でございます。

1 「中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置」でございますが、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準額を 2 分の 1 又はゼロとするものでございます。厳しい経営環境とは、^{ごめばるし}以下の記載のとおりでございます。

2 「生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充」であります。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、適用対象に機械及び装置、工具などのほかに、新たに一定の事業用家屋及び構築物を加え、2 年間延長するものでございます。

3 「軽自動車税「環境性能割」の臨時的軽減の適用期限の延長」は、軽自動車税「環境性能割」の税率を 1%分軽減する特例措置の適用期限を 6 か月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とするものでございます。

町民税等の 4 「徴収の猶予制度の特例」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年 2 月以降の収入に相当の減少…前年比でおおむね 20%以上の収入減少によって、納税することが困難である事業者等に対して、無担保かつ延滞金なしで 1 年間徴収を猶予できる特例を設けるものでございます。

それでは、第 1 条関係の下川町税条例新旧対照表の 3 ページを御覧ください。

附則第 10 条中の第 61 条は、1 「中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置」に関する条を追加するものでございます。

附則第 10 条、第 10 条の 2 第 14 号中の第 62 条は、2 「生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充」に関する条を追加するものでございます。

附則第 15 条の 2 は、軽自動車税の「環境性能割」の臨時的軽減の適用期限の延長で、次ページの「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改正するものでございます。

附則第 23 条は、「徴収の猶予制度の特例」の規定を新設するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。

次に、第 2 条関係ですが、2 ページに戻っていただきまして、概要書を御覧ください。

町民税、5「イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用」でございますが、政府の自粛要請を踏まえ、一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等とした主催者に対して、観客等が入場券の払い戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金税額控除の対象とするものでございます。

6「住宅ローン控除の適用要件の弾力化」は、令和元年度の税制改革によりまして、消費税増税対策として、令和 2 年 12 月までの入居者には、控除期間が 13 年に延期されておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、期限内に入居したものと同様の減税措置を受けられるよう適用要件の弾力化を図るものでございます。

それでは、下川町税条例新旧対照表の 5 ページを御覧ください。

附則第 24 条でございますが、イベントの中止等の寄附金の控除額の規定を。

次のページになります。

第 25 条で、住宅ローン控除の規定を新設するものでございます。

施行期日につきましては、令和 3 年 1 月 1 日からでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

これから、議案第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第7 議案第3号「令和2年度下川町一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第3号 令和2年度下川町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度一般会計の第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ4,113万円を追加し、総額を54億3,446万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としまして、感染拡大の防止策や、感染拡大の影響を受けております住民生活・地域経済を支援していくための経費を計上しております。

補正予算の概要を申し上げますと、感染拡大の防止策としまして、衛生費で「マスク配布等事業」を計上しております。

住民生活支援としまして、民生費で、国の「子育て世帯への臨時特別給付金」「ひとり親家庭等応援事業」、商工労働費で「大学生等応援事業」を計上しております。

地域経済支援としまして、商工労働費で「飲食店応援給付金事業」「持続化給付金事業」「飲食店応援クラウドファンディング支援事業」「新型コロナウイルス対策資金利子補給事業」を計上しております。

なお、これらの財源としまして、国庫支出金、繰入金を計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 総務課長。

○総務課長（田村泰司君） 議案第3号 令和2年度下川町一般会計補正予算（第2号）の概要について、御説明申し上げます。

それでは、議案書の5ページを御覧いただきたいと思います。

令和2年度下川町一般会計の2回目の補正予算でございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正を行うものでございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,113万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を54億3,446万円とするものでございます。

6ページの第1表 歳入歳出予算補正につきましては、事前にお配りしております議案第3号説明資料「一般会計補正予算概要書」により、御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、町長の提案理由にもございましたが、新型コロナウ

ウイルス感染症対策としまして、感染拡大の防止や住民生活支援、地域経済支援に係る事業を本町の対策の第1弾として計上したところでございます。

概要書の1ページを御覧ください。

民生費の「ひとり親家庭等応援事業」につきましては、住民生活支援として、ひとり親家庭の高校生まで、要保護・準要保護世帯、特別支援教育就学奨励費受給対象世帯を対象といたしまして、児童生徒一人当たり商品券3万円分を支給するもので、165万円を計上しております。

次に、同じく「子育て世帯への臨時特別給付金事業」につきましては、子育て世帯の生活支援として、0歳から中学生のいる世帯を対象に、一人当たり1万円を支給する経費及び事務費でございまして、413万円を計上するもので、財源は全額国庫補助でございます。

次に、2ページの衛生費につきましては、感染拡大防止対策として、住民一人につきマスク10枚を郵送により配布するための経費と備蓄マスク等の購入など、266万円を計上しております。

次に、商工労働費におきましては、地域経済支援として、店舗の休業や営業時間の短縮、感染リスクを低減する自主的な取り組みを行い、多大な影響を受けている飲食店23店舗に、1店舗当たり30万円を給付する「飲食店応援給付金事業」690万円を計上しております。

次に、3ページを御覧ください。

同じく「持続化給付金事業」2,000万円につきましては、売上げが前年と比較して大きな影響を受ける事業者に対して支援金を給付するもので、前年同月比20%から30%未満の事業者につきましては30万円を上限として、30%から40%未満の事業者につきましては40万円を上限として、40%から50%未満の事業者は50万円を上限として給付するものであります。

次に、同じく「新型コロナウイルス対策資金利子補給事業」として、企業活動に影響を受けた町内事業者の資金繰り支援として、融資枠1億円、限度額1,000万円、期間10年以内の利子及び保証料について、全額町が支援するため、230万円を計上しているものであります。

次に、4ページを御覧ください。

「飲食店応援クラウドファンディング支援事業」として、飲食店を応援するクラウドファンディングの返品やその運営に係る経費を支援するもので、109万円を計上するものです。

次に、「大学生等応援事業」として、アルバイト先が休業するなど生活が困窮している学生、緊急事態宣言により帰省できない学生を応援するため、本人若しくは保護者が町内に住民登録をしている大学生等に対して、商品券2万円、特産品1万円相当の支援を行うため、240万円を計上するものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,470万円を計上しております。

この臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、

感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、国の緊急経済対策に対応して、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう創設されたものでございまして、新型コロナウイルス感染症に対する対応及び感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等、国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業に充当できるものでございます。

人口、財政力、感染状況等に基づき算定されるものでございまして、本町の地方単独事業分の交付見込みにつきましては5,253万8,000円でありまして、このうち今回の補正予算に充当する額は3,470万円でございます。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金350万円、給付事務費補助金63万円は、補助率10分の10でございます。

次に、繰入金では、財政調整積立基金繰入金230万円を計上しておりますが、財源調整による増額でございます。

以上、一般会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 補正予算の事について質問したいと思います。

町民一人当たり10枚のマスクを配布するとのこととあります。また、本町でも備蓄をするということとあります。マスクといっても医療用のサージカルマスクから我々が今使っているようなマスク、政府は布のマスクを配布とのことと、実は昨日、娘が布のマスク…学校から配布されたようでありまして、2枚持って帰ってきております。

1枚…どのような金額のどんなマスクなのか。また、本町として、どれだけの備蓄を想定しているのかというのが1点でございます。

もう1点が、住民に対しての支援でございます。ひとり親世帯、大学生を抱えている世帯、子育て世帯、三つの施策を打つようでございます。

この中で、ひとり親であって、大学生を抱えていて、子育て世帯、いろんなオーバーラップするようなことになるとは思いますが、これ…オーバーラップしていたらその分だけ施策が手厚くなるという解釈でよろしいのでしょうか。回答を求めたいと思いません。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 小原議員の質問にお答えしたいと思います。

今回の補正でございますが、一応枚数的には4万6,760枚ほど想定してございます。

先ほど申しましたとおり、一人当たり10枚の配布ということでございますので、人数

的には特別定額給付金…これは一人10万円の時の人数でございますが、3,228人ほどおりましたので、かける10枚ということで3万2,280枚ほどは今回の一人10枚の方に配布できるかと思っております。残り1万4,480枚につきましては備蓄等ということで考えてございます。今、町では、保健福祉課の方で1万2,000枚ほどのマスクを備蓄してございますが、そういった残り1万4,480枚も加えて備蓄したいと考えております。

今回配布するマスクの種類ですが、サージカルという…菌を防ぐマスクでございます。既に4万枚ほど発注をかけてございます。ただ、こちらに届くのが5月20日以降というふうに聞いてございますので、5月20日以降の配布になるかと思います。

単価につきましては、当時…この4万枚につきましては、1枚33円程度の金額で購入ができております。今後につきましては、その金額で購入できるかどうかは不明でございますが、なるべく安い単価の購入を今後も考えてございます。

ひとり親の方でございますが…今回、対象者というのが、ひとり親家庭、それから要保護と特別支援ということでございまして、ひとり親と要保護、それから特別支援というのは重複しないような給付になるかと思っております。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 栗原森林商工振興課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） お答えさせていただきます。大学生とひとり親と重複するのはどうかという話だったんですけども、これは大学生とひとり親と重複しても併せて支援していくという考えでございます。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 大学生の支援について、ちょっと私…個人的に引っ掛かったんで確認を取りたいと思います。特産品発送で1万円相当予定しているようでございます。

なぜ、大学生を抱えている家庭のみの支援となったのでしょうか。理由があればお聞きしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
栗原課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 今回の大学生等応援事業につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって、先ほど総務課長が言いましたように、アルバイト先が休業したり、生活苦を強いられている、また、下川町に帰省できないとか、そういうかたちの学生を応援するために、今回、世帯には商品券2万円分、そして1万円分の特産品等を送るというようなかたちでございます。中身といたしましては、5,000円分ずつ6月と12月に特産品を送るようなかたちで、その中に商品券で町内で買い物した商品と一緒にさせていただくとか、そういうことも含めて…その他もろもろの物も送って応援するような考えでございます。なかなか帰って来れない方、そういう方に対して、何度か…都会でだとか遠くでだとかそういう方もいらっしゃいますので、そういう

方も含めて、大学生の家庭の負担の軽減も含めて、今回併せてひとり親と子供の手当も含めて町として考えた事業でございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 大学生等に限定した理由をもっと明確に答弁していただければと思います。

○議長（近藤八郎君） 栗原課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 今、生活苦を強いられている大学生等がいると判断して、今回、大学生等の支援を行っております。

○議長（近藤八郎君） 7番 小原議員。

○7番（小原仁興君） 困られている方、たくさんいると思ってます。結構…家の生活がガラガラと根底から変わっている。それはこの今置かれている支援されている方…どの家もそうだと私は認識しております。

今回の答弁で、話を聞けば、地方等に行っている大学生がなかなか帰って来れない…ところに対しての特産品等の支援であるということは、その地方に行っている大学生に対して特産品をお渡しする…送る…手元に届けるという解釈でよろしいのでしょうか。最後にそれだけ質問したいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。
栗原課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 遠くにいる大学生に対してと申しましたし、大学生のいる世帯に対しても負担軽減を図るということも含めて答弁申し上げましたが、対象者はあくまでも町外の学校に在学している大学生、専門学生等と、本人若しくは保護者が町内に在住していることが前提となっておりますので、必ずしも遠くに住んでいるとか、そういうことでもないです。大学は隣町にもございますので、そういう大学生のいる家庭も対象としてございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） そのほか、質疑ございませんか。
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 今回のコロナ対策の町独自の政策…これがスタートでございます。それに基づきまして、基本的な考え方を含めてお尋ねしたいと思います。

数点ございます。申し訳ございません…こういう時期ですが、大切な提案であるということちょっと時間を頂戴したいと思います。

まず、コロナ問題については、やはり力を合わせて…地域の実態に応じて知恵と工夫を出し合って、見えない敵と戦っていくということなんだと思います。

そんな中で、国からも示されてますが、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築、この4点が大きな項目になっていると思います。

そこででございますが、今回、まず基本的に影響を受ける地元事業者、産業への支援のスタートでございます。

1点目、まず、応援給付金については、自粛している…協力金的な意味合いがあるということで理解をしております。

続きまして、持続化給付金についてでございますが、御案内のとおり、売上げが減少するのを基準としておりますが、ちなみに…月50万円売り上げている事業者があるとすると、年間600万円です。200万円売り上げているとすると、年間2,400万円の売上げです。そのうちの80万円…30万円プラス50万円で行くと80万円の支援があると。

国の補助金を入れると200万円、それから道の補助金を入れると…アバウト的な話にもちょっとなるんですけども…町の補助を入れて大体200万円ぐらいが支援される…売上げの落ち込みの状況によりますけども。

この80万円というのは町が全部…トータルのもので、ちなみに年間600万円売り上げる…大体3分の1ですね…支援が得られるということになります。月100万円で売り上げていくと、これがもちろん下がっていくわけで…16%…いわゆる6分の1。月200万円売り上げている会社については12分の1ですか…。月別に見ると、50万円売り上げているところについては80万円という1.6倍、100万円売り上げていると8割しかない。200万円は4割しかない。何を申し上げたいかということ、そういう実態です。

この持続化給付金というのはですね、国・道の考え方は…多いので…一体的にはならないと思うんですが、私の理解では、持続化給付金というのは、事業の継続を支え、再起の糧とするという持続化給付金だと思います。

そうすると…売上げの減少はもちろんですけども、売上げの規模に合った支援策というのが事業継続をするに当たって必要なのではないかと思います。小さいといいますか、目が行き届くような…こういう町だからこそきめ細かな政策を打って、そして事業が継続される、支えになる、そして再起の糧になるという持続化給付金であってほしいと思います。

今回は、売上げの減少に合致する給付基準でございますが、第2弾、第3弾で支援があるのかないのかは別としまして、基本的には事業を継続するという考え方に立てば、そういう視点が必要なのではないのかなというのが第1点です。

前後いたしますが、事業の継続を支えるということで、今回…いわゆる直撃的な影響を受ける飲食業、中小企業…聞き及ぶところによりますと、農業・林業・建設業というのは除外になっているということでありまして、地域の基盤を支える…もちろん飲食業、中小企業も基盤を支えておりますが、その基となる農業・林業…これらについても今回スタートでございます…この支援。ボディブローのように効いてですね、これ時間差でやはり多大な影響が出てくると思います。

御案内のように、統計でいうと農業世帯は130世帯、建設業それから林産業を含めると二十数社ございます。これらの支援、事業の継続を支えて、再起の糧になるというスタンスは…基幹産業でありますから、更に受け止めながら政策を打たなければいけない

と思いますが、そういう基本的な考えですね…基盤となる産業、今回政策をやるんですが、それが基準になるのか、また、それ以上のものになっていくのか…ケースバイケースという話なんだと思いますけども、基本的な考え方をまず第1点目に伺いたい。

そして、先ほど言いました、持続継続の…地元の関係ですね…それが2点目として。

さらに3点目でございますが、マスクでございます。先ほど質問があって、概要は分かりました。

町内に販売している店が何店あるのか。さらに、どこから購入するのか。

そして、地域の中で自主的な…社会福祉協議会だったでしょうか…さらに町民の方が有志で手作りマスクを製作し、配布をしたり、一部売ったりしているところがあります。

こうした自主的な動きがある中で、やられている方がどう理解しているかというのはあると思うんですが、行政…町として下支えをさせていただくと、活動を促進させていただくという考え方が、予算措置だけ見ると…無いわけでございますが、そういう地域の住民の方…繰り返しますが…一体となって取組をしなければならない事案の中で、こういう取組を助長する、下支えをさせていただく、こういう考え方が今回の予算計上にはなかったのか。なかったとするならば、なぜなかったのか。

それから、商品券でございます。いろいろ商品券の取組をされておりますが、これ事前通知がないので…なければ今後でもいいんですが、どういうところがパーセンテージが多いのか。飲食店だとか、スタンドだとか…多いと思うんですが、どういう傾向にあるのかというところを承知したいなど。何を申し上げたいかという、商品券の利益が幅広く行き渡るのかなというところをもつての質問でございます。

さらに、最後の質問ですけども、利子補給の利率と保証料の利率を教えてください。

以上です。

○議長（近藤八郎君） ちょっと長くなりましたので、すぐ答えられるものと、そうでないものと分けてでも結構ですので、順次答弁をお願いします。

町長。

○町長（谷 一之君） 春日議員の質問に対しまして、まず私の範囲でお答えできるところをお答えしたいと思います。

まず、持続化給付金の関係でありますけども、国はそれぞれの事業所の売上げが50%に満たない…そういう事業所を対象として、法人200万円、個人事業者100万円、こういう条件をつくってございまして、町ではそこに該当しない…いわゆる50%から20%の範囲内で減額となっている売上げ…ここを支援していこうということで今回の補助、助成をつくったところでございます。

また、売上げによってもっと増額すべきではないかといいますが、これは町の財政上の問題も当然でございますし、また、大規模な事業所は建設・林業・農業関係でございまして、現在のところ情報収集、ヒアリング等をしましたところ、なかなか対前年比で比較していくというのが厳しいというところと、将来的…いわゆる先の段階で…先ほど春日議員が言ったように減額になってくる可能性があるということで、これはまた第二弾、第三弾の経済支援の中で検討していくものではないかと思っております、今回は

その業種については一応取り除きまして、事業所全体では網を掛けてございますが、小規模な事業所が中心になっていくのではないかと考えております。

それから、マスクの関係でございますけれども、マスクについては、購入を農協系列の商事会社に…これは北海道全体でそういうような希望がございまして、そしてそこをお願いをしまして、購入をさせていただくところでございます。

また、民間活動等について、もう少し町で支援すべきではないかというところがございますけれども、現在、様々なところで活動が展開されて、小さな女性グループから、あるいはまた社会福祉協議会のように団体から…やっているところがあって、それぞれ好意と貢献によって進めているところでございまして、町としてそこを…あえて支援をしていくということは今は避けて、逆に全世帯に対して一人 10 枚ずつのマスクを支援していこうということになったところでございまして、今回提案させていただくものであります。

それから、商品券については、これは毎年、ふるさと商品券として商工会が担当して進めていただいておりますけれども、町でも当初予算で 500 万円計上いたしまして、支援をしておりますけれども、例年ですと大体 7 月ぐらいの夏季のセール時期にスタートするところですが、今回の新型コロナの関係で前倒しで 5 月 11 日から発行したところでございます。例年によりますと、大体このふるさと商品券を消費者の方々が活用しているのは、食料品と燃料で多くが使われているということを商工会の方から報告を受けているところでございます。

それから、利子補給については、担当課長の栗原の方から説明させていただきます。

○議長（近藤八郎君） 栗原課長。

○森林商工振興課長（栗原一清君） 貸付け利率につきましては、1.05%です。

なお、保証協会の保証金につきましては、ちょっと今手元に資料がないので、急ぐのであれば休会させていただいて、調べてまいります。後でよろしければ、後でお答えいたします。

○議長（近藤八郎君） 今、休憩を取って調べてくるということですか？

この議会でなくて…後でというのは…別な機会に？…はい分かりました。

それでは、今の春日議員の質問の中で、一部答弁漏れがあります。

マスクの販売先…町内でどの程度あるのかという部分…具体的な数字がもしあれば、なければそれも後でいいのかな？

はい、町長。

○町長（谷 一之君） 町として把握しているのは、マスクの販売をしているところはないということで聞いております。

○議長（近藤八郎君） 市田課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 私の方から答弁させていただきます。

今現在ですね、町内でどれだけのマスクを売っているかという調査はしてございませんので正確にはお答えできないんですが、聞くところによりますと、そういった手作りマスクというのを…一部販売しているところもあるということは聞いております。

ただ、こういったサージカルマスクについては、なかなか町内では入りにくいという情報までお聞きしておりますけど、それ以上の事は調査してございませんので、ちょっと知る由がございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 最も大切な話が…私の聞き取りができなかったからかもしれないんですが、先ほど言いました、基盤となる農業・林業の…これについて今後想定される基本的な考え方。町長の今のお話からすると、財政状況があつてということなんですが、今回議論したらいいのかどうかというのは…ちょっといろいろあると思うんですけども、根本的に非常に大切な話なんですよね。地域を下支えする農業・林業が、どういう状況になるのかと…前回もお聞きしたんですが、どういう認識で、どういう決意を持たれているのかというところがこういうことなんですけどもね。地元の…これから想定されるものについて、どのように事業継続を必修すると…これはいろいろあると思うんですけどね、そういう基本的な考え方を今現在でお聞きしたいということでございます。と同時に…ごめんなさい…限られた質問なので…私の説明が十分理解されてなかったと思うんですが、先ほどの話で…持続化給付金…これについて、国が行き渡らないところをやるということなんですが、私は別に…手厚くということではなくて、限られた…今回計上されている予算の中でガイドラインを設けて、例えば一定程度…やっぱり企業規模が大きくなれば、それはそれで持続化給付金…下支えを出して、後は融資になっていくんだと思うんですね。ですから、例えば年の売上げが1,200万円以上についてはこうですよと、さらにそれ以上については支援金がこれで融資がこうですよと、いわゆるイメージというかパターンですね。細かな話になるんですけど、基本的には持続化給付金できめ細かな政策を展開して、先ほどお話をさせていただいたとおり、事業の継続をしっかり支えていくんだということが…そういうきめ細かな政策から読み取れてくるんだと思うんですが、そういうところがちょっと感じられないなというのがあつて、今回の提案もどちらかという国・道の支援の上乗せ的な支援、ちょっと幅を広げた支援という捉え方しかできないようなところもあるんで、町独自の考え方…小さな町だからこそきめ細かな政策を打てる、事業が廃業することによって地域のダメージが多くなるという、そういうきめ細かな政策が打てるのが小さな自治体のメリットでもあると思うんで、そのへんの基本的な考え方をまず伺いました。

それから、もう1点は、マスクは農協から入れるという理解をしました。

それで、確認はしていないんですが…私が聞き及んでいるのは、マスクを取り扱えるところは何社かある。お店でも売っているという話も聞きました。何を申し上げたいかという、このマスクの問題で…なかなか入りにくい場合もあるんですが、どういう所に売っているというのが…町がやるのか、商工会がやるのか、福祉協議会がやるのか…

あるんですが、町民に売っている所があるとするならば、こういう所で入手できますというきめ細かな事が必要でないかというのと、200万円、300万円の予算ですが、現在マスクも段々入手ができてくるんでね、小さな額であります…それを分けて発注することによって、乗数効果…いわゆる派生が広がっていくというきめ細かな考え方で、地域でお金が上手く回っていくと…回していくんだという基本的な考え方が必要ではないかなというのをマスクを通して思っております。

後、応援態勢については、町の支援が…まだ必要としていないというか…不要なんだという理解をさせていただきました。

是非、いろいろ総合的に基本的な考え方を整理していただきたいというのが1点と、後、今回のコロナ対策で、地元の事業者の方なんです、正確に今…把握はしていないんですけども、企業化されてすぐ…去年の実績がないという人もおられるのかもしれませんが。または、お店を持たず、いろんな販売形態をされている所もあるのかもしれませんが。今回の原因がコロナということですので、そこは幅広く制度設計をしていただいて、支援が得られるようにしていただきたいというのが2点目の質問でございます。

以上でございます…ちょっと長くなりました。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 持続化給付金に関しましては、先ほど来申し上げましたように、建設業、林業、農業というのは基本的には今回対象としていないというのは、農業等については、どうしても収穫時期というのが夏以降になってくるということがありまして、売上げが現在のところ立っていないという実態がございます。また、その点について農協の方にも確認をしながらですね、農業者の生産売上げというところを確認し、そして今回の給付の仕組みをつくったところでございます。

併せて、建設業、林業につきましても、ヒアリングを行いまして、現状の中では売上げの減はないということもございますけども、今後ですね、先ほど来、春日議員が言うように、夏以降ですね売上げが非常に厳しいということも考えられてきます。その一つの要因として、建設サイドでは、特に建築が外国の資材に依存していた…いろんな部品がございます。また、建材等もございます。そういうところが調達されないという問題があって、建築を進めることができないという課題があるそうございまして、建築事業者の売上げ等に影響してくるのかなと考えています。

それから、林業関係についても、そういう建築事業ができないということになりますと、材として活用できなくなってしまうので、どうしても搬出が滞ってくるということが考えられ、売上げが落ちてくるのではないかと考えられます。

いずれにいたしましても、そういうような情報収集はしっかりしていきながら、町としてどういう支援をしていくのが良いのかはしっかりと考えていきたいと思っております。現在のところは運転資金として1,000万円を上限として利子の補給を町として考えていくということございまして、それについては建設業、林業、そして農業についても、計画を今後しっかり考えていただいて、そして該当すれば利子補給ができるのではない

かと考えているところがございますので、御理解いただければと思います。

また、金額等については、町にも財政上の限界がございますので、やはり数百万、数千万という単位で1者が減額になって、それを支援するというのは非常にハードルが高くなってまいりますので、できる範囲の中で町として考えていければと思っているところでございます。

それから、マスクの販売の情報提供でありますけど、これについても個人の方で少額で扱っている方々までを把握してですね、町が情報提供するのはちょっと…いかがなものかと思っております。一定程度、小売業等で商売としてしっかり…そしてまた品質等を確認できるもので、それを町が推奨できるものであればできるかと思いますが、それについては庁舎内で検討してまいりたいと思っております。

それから、給付の支援でございますけれども、今回、新しい事業として立ち上げた事業者の方々、これは法人、個人…全てでございますが、対前年…3月、4月、5月の中でまだ立ち上げをしていなかった方とかいらっしゃいます。そのところは直近の1月若しくは12月、11月、10月等の売上げ等も確認させていただきながら、できるだけ幅広くですね支援をしていきたいと考えているところがございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 財政状況には限界がある…確かにそうなのでしょう…今の状況からすると。ハードルが高い…できる範囲の中で。これ今回の議論ではないと思うんですが、基本的な考え方で今それを通されるとすると、最良のシナリオと最悪のシナリオが考えられるんだと思うんですね。基幹となる産業が、財政が厳しいからということで蛇口を絞って、産業が衰退をすると、ちょっと極端な言い方ですよ…地域の存続、存亡が関わるといふ問題になるわけですよ。このバランスというか…そこは知恵等いろんなものを出し合うということですが、最初からあまり…そういうメッセージを発するという事は、僕は基本的なスタンスとして…やっぱり基本的な産業は下支えをするということがなければ地域は存続していかないという考え方に立っていることからしてですね、そういうお話をちょっとさせていただきました。

今回は国の補助ですけどね、是非、知恵と工夫を出していただきたいというところなんですけど、この事業を…全部やるやらないは別ですが、例えば今回の国の交付金なんかを含めて幅広く事業ができるようになっていきます。例えば木質化、地元材を活用して公共施設の木質化ができると…これはいろんな理由があるんですが、例えばですけど…こういうことを入れることによって、少ない額ですが…地元の林産業、建設業が相乗効果が図れるとか、例えばロボットのパワーアシストスーツ、さらには換気冷房施設、図書を増やす、それから関係人口を増やすための応援制度とかですね、やっぱり本気度を含めた知恵と工夫でどう乗り切るかということなんだと思います。是非そういうところで下川町が一丸となって、この難局を乗り切っていただきたいと思っております。すみません…質問ではないんですが…質問に関連しての意見でございます。

○議長（近藤八郎君） 町長の方から特に…答弁があれば。

○町長（谷 一之君） 木質化の話は、もう既に私どもでもしておりますし、また、建築ばかりではなくてですね、そこに使う様々な備品等においても木質の物を使えないかどうかと…そういうところを議論しているところでございます。

また、その他それぞれ…福利厚生の中で事業者の方々が町の制度を使っていたいで、そして今言いました…換気の関係ですとか、あるいはまた環境関係ですとか、こういうところも今後も町としては周知をしていきながら、更に幅広い活用をいただくようにしてまいりたいなと思っております。

それから、本気度の話であります、大変失礼な話で、我々は本当に朝から晩までですね…この議論をしているところでございまして、本気度がないと言われると大変残念な思いでございます。そういう意味では、議員も一緒になってですね、私たちのこれからの執行に対してアドバイスはもちろんのこと、やっぱり容認していただく…寛容な気持ちもいただければ本当にありがたいと思っております。

いずれにいたしましても、目標・目的とするところは住民福祉のところでございますので、住民の皆さんが幸せで豊かに、そして安全に暮らせる、そういう生活を私たちがしっかりと支えていく、そういう心積もりを持って今後進めてまいりたいと思っておりますので、議員の皆さんにも是非、支援と応援をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

3番 大西議員。

○3番（大西 功君） 住民生活支援事業の中の大学生等応援事業ですね、例えば札幌在住の大学生、専門学校生、多々おられると思います。これももちろん対象になるものと判断してますけども、親の援助やアルバイトをして生活している学生さんたち…多数おられると思います。この事業、親には2万円分の商品券、本人には特産品1万円相当…しかも5,000円相当を2回に分けてというような説明をいただきましたけども、生活苦を強いられている学生等を応援する事業とするならば、なぜ特産品になったのか。学生にもやっぱり現金支給が妥当と私は考えますけども、なぜ特産品になったのか。それと、現金支給という検討はされていなかったのかという話をお聞きしたいと思っております。

○議長（近藤八郎君） 答弁求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 現金でも良いわけでありましてけれども、やっぱり生活していく上では食料が一番大事なところであります。そういう意味でも、町内の食料品店から食料を購入していただいて、そして日頃使う食料のところに充当していただければと考えたところであります。

また、ふるさと商品券という形で…町内に限定してですね、消費購買を上げていくと。

さらに下川町の特産品についても、僅かな金額ですけれども…特産品を一定程度決めておいてですね、そしてそれを有効に活用していただくということで考えたところでございます。

今、心配されるのは、大学生を含めた専門学校生など、町外の学校で就学しようとしている学生が、まだ入学さえもされていない。さらに、アルバイトもできないということで、当初4月時点で7%程度の…退学の予定だったのが、今20%を超えている状況にあります。そういう中で、町として僅か3万円程度ではありますけれども、そういう方々に支援していこうと、そういうことで今回の政策につながったというところでございますので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） 先ほど、同僚議員の方からもお話がありました。まず、農業、林業は…先ほど答弁があったとおりですね…今後コロナ感染が延びた場合に出てくることと思います。

それで、前回の3月の時に緊急質問でお聞きしたことですが、農業関係ですが、今こういう状態なので外国人技能実習生が入って来れない…この中の質問で、答弁としてはですね、これは農協の方が窓口で対応しているというお話がありました。

現実問題として、今まで農家の方…酪農の方が使われていた労働の方で、大変お世話になった外国人技能実習生が入って来れないということで、いろんな対応をされておりますが、この件についての進捗というか…今現在、世界的ですから、なかなか今年はず無理だろうというふうには私は思いますけれども、その関係で農家の方々、また酪農関係の方々で、大変お困りの方もいらっしゃると思いますが、そのへんの実情をまずお聞かせください。

それから、農家ですけれども、特に下川町でトマト…これはこの感染が延びた場合ですね、消費力が落ちて、販売先等で特に影響が出てくると思います。そのへんの対策も…先ほどの答弁も聞きました。今後はやっぱりきちっと対応を考えていかなくちゃならないと思いますが、この点も含めて。

それから、住宅はもちろん、これは経済が停滞すれば新規住宅がなかなかされないということで、必ず影響が出てくると思います。

次にですね、下川町では今回の緊急事態で休業要請に係ったところは…飲食店関係がございすけれども、町民の方で町外で働いている方…約70名ぐらいいらっしゃると思いますが、そういう方で、休業要請等で働く場を失った方がいらっしゃると思います。これは何を言いたいかというと、町の公営住宅等は原則として低所得者が入居されております。それに伴って、今回、定額給付金がありましたけれども、生活する上でですね、この住宅費、または水道料金、こういうような利用料を今後町独自として弾力的に猶予等をお考えになっているかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

武田副町長。

○副町長（武田浩喜君） それでは、まず農業関係の状況でございますけども、先日もお話したとおり、これまで中国からの研修生を受け入れていた部分については、非常に厳しいという状況になってございます。その後、日本にいる…もう既に在日されている外国人の方を下川でも…というようなお話もございましたが、諸般の状況がございまして、それも今現在では困難になっているという状況でございます。そういったところで、これから農作業が活発化していく時期になってきておりますので、現状では外国人等の研修生等含めた方々を連れてくるというのは非常に厳しい状況になっているというふうにお聞きしてございます。ただ、いろいろな方法を講じてですね、そういった労働力につながるような…国の方もそういった支援策を少し出してございますので、そういったところを含めて対応できるかどうかについては今後検討していくことになっていくかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、今後の販売の状況でございますけども、今現在、農産物の関係については、アスパラを中心に販売がされてきてございます。トマト等については、これから本格的になってまいりますけども、聞くところによりますと、アスパラの…特にホワイトアスパラが下川町は非常にこれまで有利な取引をしていただいておりますが、全体的な販売の減少とともに、販売価格も落ちているというふうにはお聞きしておりますので、そのへんの具体的な影響というのは今後出てくるんだろうなというふうに思っております。

また、酪農関係につきましても、特に個体の方の価格については下がってきているというふうにお聞きしておりますので、そのへんについても今後更に具体的な影響というのは出てくるのかなというふうに考えているところでです。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 休業要請で従業員の方々がいろんな負担を強いられているということで、既に町ではそういう相談を受けてですね、そして対応してございます。

町税関係は、先ほどの条例の改正の中でも出てますが、そのほかにも公営住宅の家賃の相談とか、そういうことを今受けてですね、町では対応してございます。

ただ、どのぐらいの人数がいるかというのは、はっきり把握してないのが実態でございます。

いずれにいたしましても、相談は受けるかたちを取っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（近藤八郎君） 1番 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） それでは、利用料に関しては、相談を受けながら弾力的に猶予等を考えているということですのでよろしいですね。

それでは、教育長がいらっしゃいますので、ちょっとお聞きしますが、今ですね…非

常事態の中にまだ北海道が入っております。

昨日の鈴木知事の発言等でも、現在、感染率が一番高いのは石狩地方だということで、今後とも札幌の行き来はなるべく自粛という方針。それから、道の教育委員会を通じてですね、学校に関しては各自治体がということであるとと思いますが、全国的に子供たちの行事等が中止又は延期等になっております。それと、今回、約2か月に及ぶ学校の休業によってですね、学習力が下がった場合、今後、夏休み、冬休み等を通じて時間を取っていくとか、そういうことも考えていかなくちゃならないというふうに思いますが、この点に関して、お話を伺いたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 教育長。

○教育長（松野尾道雄君） お答えいたします。これだけ長期間に及んだ臨時休業というのは初めてというふうに記憶をしております。各小学校、中学校、それぞれ課題の洗い出しをお願いしている状況でございます。今、たまたま手元でございますけれども、現在どのように学習支援、あるいは生活支援、また進路相談等を行っているかという現状認識、それから5月が休業になった場合の想定される課題、また、その課題解決の方法等につきまして、小中学校それぞれから提出を頂いているところでございます。

今、議員の方からお話がありましたように、いろんな行事の中止、あるいは延期、こういったものが相次いでおります。現在のところ、主な行事としましては、運動会ですとか体育祭、その内容を検討するとともに、開催時期を併せて今検討しているという状況でございます。それから、修学旅行につきましては、今年の秋…10月とか11月になりますけれども…そういった時期を想定して今準備を進めているという状況でございます。

それから、当面の見通しでございますが、今週中は小学校、中学校については、必要最小限の登校日の設定ということで、道教委の方からの通知もございました。中学校については、先週7日に分散登校を行いまして、学習状況、生活状況、進路相談等を行っております。小学校については、今週13、14日の予定で、学年をA班・B班みたく分けまして、教室に大人数にならないようなかたちで分散登校をしております。来週からは、それぞれ分散登校でございますけれども、月曜日から木曜日まで午前中に設定いたしまして登校してもらい、再来週については、給食の提供も開始した中で、月曜日から木曜日までの間の登校日の設定を行っているところでございます。

また、感染予防に関しては、特に健康観察シート…これを家庭で記入してもらうことの協力をお願いし、推進しているところでございます。また、登校時には、この健康観察シートを持参し、健康状況を確認した上で、異常があればそれなりの対応を取らないとなりませんし、熱もなく、特段の変調もないということであれば登校を認めるというようななかたちで扱っているところでございます。

それから、教職員につきましても、一部在宅勤務の方法も取りまして、教職員についても…子供がいたりするケースもございますので、そういった在宅勤務等々をしている状況にもなってきております。

後は、今後の解決方法として、長期休業の短縮…こういったものが想定されますし、

後、土曜日の授業…こういったものも想定されるところでございます。

それから、eラーニング等の活用も、昨日の全員協議会で一部お話をさせていただきましたが、ネット環境がどういう状況にあるかというような調査も5月21日までということで、今取り進めているところでございまして、今後、それらの情報を分析しながら、また、国のGIGAスクール構想の補助事業の進捗状況等も確認をしながら、慎重に、またスピーディーに事務を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 齊藤議員。

○1番（齊藤好信君） 今、子供さんの話を聞きましたけども、もう一つですね、高齢者の方も…ここ2か月余り、なかなかサークルとか、要介護の…ふまねっととか、いろいろありますけども、そういうところに出れない。また、今は対面でなかなかお話もできないという状況の中でですね、実はうちの公区は、もう2週間ぐらい前ですけども…75歳以上の方を対象に、対面がちょっと危ないということで…電話等で生活状況などを聞いて調べた結果、本当に今大変だという方はまだ出てきておりませんが、中にはちょっと具合が悪くなって入院された方もいらっしゃいます。これはうちの公区の事ですけども、前にもちょっと質問しましたが、町内のそういう高齢者の把握等もですね…2か月も延びると自分たちのようにある程度動ける方は別としまして、家に閉じ籠もっている方は精神的にも非常にストレスが溜まっております。そのへんもですね、町長以下…包括も併せてやられていることはよく分かっておりますが、この終盤がいつになるか分からない状況の中で、前日も3月に1回解除して…また2弾目が起きた。これ3弾目もまた起きるかもしれないという中で、ある意味、長期戦になるというふうに思っております。

そうした中で、下川町はいろんな意味で先駆的な事をやっておりますが、今回はソフトの方でもっともっと職員と力を合わせて、きめ細かに対応をしていくべきだというふうに思いますが、このへんについて最後にお聞きして、質問を終わりたいと思います。

○議長（近藤八郎君） 町長。

○町長（谷 一之君） 今国では、47都道府県のうち39ほどの県を解除しようということにしておりますが、まだ北海道は特別警戒区域という厳しい現実があります。

そういう中で、うちの町も自治体としては発症はしておりませんが、やはり行き交いをする人たちの中に都心部から来る方もいらっしゃいますので、十分警戒していく必要があるだろうと思っております。

そういう中では、今、国や道の考え方に準じてですね、先ほど学校関係もありましたけども、住民の方々にも、しばらくの間は自粛をお願いできればと思っています。

ただ、町としては、デイサービスなども短時間に…少し絞ってですね、そういう緩和措置も取ってございますし、また、温泉なども日帰りに関しては…サウナの所は今中止いたしましたけども…日帰り等も連休明けから開館するようになってございますので、

そういうところで少し我慢をしていただければと思っています。

いずれにしても、自宅でそれぞれ生活をされている方々にどういう目配りをするかというのは、また担当者ともいろいろ協議を重ねながら、少しでもそういう…緩やかな措置ができるかどうかということも協議してまいりたいと思いますので、御理解いただければと思っています。

先ほどの春日議員の保証料分のパーセンテージですけれども、全体で230万円みているうち、利子分が1.05%で110万円、それから保証料分が1.15%で120万円ということで、総計で230万円ということを考えてございますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） ちょっと長くなってきたので、手短に行います。

大学生等応援事業なんですけど、説明の中では、大学生、専門学校生というふうなものがございました。学校に在学ということになると、大学院であるとか、場合によっては海外の学校に留学されている…そういった方もいらっしゃるかと思います。また、お住まいの状況がそれぞれ違うとは思いますが、食事付きの学生会館であるとか、寮とかに入ってもらえるような学生の方もいるかと思います。

そういったところに対して、原則として食材を送るとか…そういったことになると思うんですけども、弾力的な運用が図れるように配慮すべきではないかというふうに考えますが、まずはこの学生の範囲というところについて確認をさせていただきます。これが1点です。

続きまして、先ほど同僚議員の方から、町営住宅、公営住宅の使用料について相談を受けるということがございましたが、これは町の施設を使用する町民に対しての支援ということであれば、今後影響が及ぶ町民が増えるということになれば…事業者もそうですけれども、上下水道…水道料金等の徴収についても減免、あるいは猶予といったことについても検討すべき課題ではないかというふうに考えますが、この点についていかがお考えか。

後、もちろん高齢者の方の支援ということで、毎年、福祉灯油というものを行ってございますが、こちらについても…現在…たまたまですけれども、季節的な要因なんでしょうけれども、灯油価格が下落していると…こういう状況を捉えて、早めに手を打って、今のうちに何リットル分だけ確保すると。それか…タンクに入れちゃうとどうしても使っちゃうんですけども、それを前倒しで…福祉灯油のような施策を打つということで、そういった方の支援に充てると。しかも灯油価格も今下がっている状況にあると…そういったところをタイミングとして捉えてはどうかと。

後、公共施設が今閉鎖中、休業中ということで、事業者が抱えている方に対しては休業補償ということで、事業を閉じていることについて人件費補償というものがあるというふうにお聞きしているんですけど、町が直接…会計年度任用職員ですか、後は日給、あるいは時給ベースで雇用している方が、こういったところがお休みになることで自宅待

機…要は仕事をする日数が想定よりも少なくなって、そうすると出番がない分、収入も減るといふふうに直撃してしまっているのではないかといふふうに考えますが、そのあたりへの手立てといふか…支援策といったものは何か行っているのか、確認をしたいと思います。

この3点でお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 1点目の大学生等の範囲ですけれども、これは幅広く考えていきたいと思っております。ただ、やっぱり、その学校関係がしっかり認可を受けているところであれば、なかなか…塾へ行っているとか…それだけでは該当してこないのではないかと思っておりますので、いずれにいたしましても、これは公募いたしまして、そして申請をしていただくという形を取ってございます。それは町としては大学生等の把握をしてございませぬので、どうしても周知しながら申請を受け付けるということで、その中でいろいろと条件を付けてまいりたいと思っております。

それから、2点目の水道料金等の減額等についてですけれども、これについてもライフラインという範囲内では大変大事なところございまして、このところについても…先ほど言いましたように…相談を受けながら今進めているところございまして、特に…個人の方もそうですけれども、事業者の方々に水道を非常に使われる方々もいらっしゃいますので、それも含めて今後どのような施策をつくっていくかということは検討してまいりたいと思っております。

それから、高齢者支援としての福祉灯油の先取りということになると思っておりますが、既に国では定額給付金等もございまして、一定程度…個人の方々には10万円の支給がされているということもありますし、また、ふるさと商品券で…20%のプレミアを付けて、10月末までの活用を考えてございます。それ以降もですね、町としては第2弾、第3弾という考え方の中で、少しでも消費者の救済ができるようにということで考えていきたいと思っております。プレミア率については、これも商工会と打ち合わせをしながら、今後決定をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

それから、3点目の公的機関につきましては、基本的には町が関わっております公共の関係については、しっかりと補償をしてまいりたいと思っておりますし、また、指定管理しております民間事業者の方々には、町の財産という範囲の中で指定管理しておりますので、こういうところもしっかり補償をしていまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから、討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 先ほどの質疑でいろいろお話をさせていただきました。
多くは語りませんが…こういう難題の取組に当たっては、もちろんそれぞれの役割があるわけでございますので、是非…議会は議論の場でございます…今日ありました各同僚議員の皆様、それと町民の皆様からの話も真摯に受け止めていただいて、本予算についても一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

それから、1点、こういう問題の時にですね、それぞれストレスが溜まって、いろんな感情だとか、いろんなことが表に出ることもあります、冷静に客観的に取り組みをしていただければと思います。

それから、町長が役場の中で…これ中核施設ですから…ここが機能不全になると大変な事ですから、もちろん日頃、慰労をされたり、施設にですね…されたりしております。

しかしですね、施設の中には役場の職員だけではなくて、民間企業の方、管理、清掃、いろいろ携わっている民間の人も、それぞれの施設の中に入られているわけですから、そういうところを総合的に考慮していただいてですね、全体を見渡ししながら慰労されるのであれば慰労をさせていただいて、あくまで町民のために和をもって一丸となって本予算を執行されることを…こういう賛成意見を述べさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。
2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 先ほど、同僚議員から、福祉灯油の話があったんですけども、それに対しての町長の答弁が、給付金があったり…国の方の施策があったりということだったと思うんですが、この質問の趣旨というのは、今、灯油の値段が安いので、安いうちに町として調達して…現物買わなくても…予約でもいいですから…また秋、冬に福祉灯油とかということがあるのであれば、安い値段のうちに手当しといた方が、財政厳しい町ですので助かるのではないかということだと思います。私も前に指摘したんですけども、今回、マスクを農協の系列で買うという話でしたけれども、実際になって…足らなくなって買うから高いものを買わされるので、これは農家としてというか…経営者としては段取り悪すぎるんで、底値のうちに調達するということをもう少し…大変だと思うんですけど皆さん…底値というか安値のうちに調達するという意識を持って、こういう危機に臨んでいただけたらなと思います。

以上で賛成の意見とさせていただきます。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 賛成討論ということで申し上げます。

今回、補正予算案において町が支援を行う飲食業以外にも…先ほど来、議論がありました。様々な産業分野に影響があります。農業であったり、林業であったり、または観光、町内の様々な産業への影響についても…今、対策は行っていると思うんですけども…取りまとめを行い、必要な支援策を町としても講じることができるよう、情報収集においてもほかの町での取組で良いものはどんどん参考にして、打てる手はどんどん早めに打ち、対策として講じていくことが必要ではないかというふうに考えます。

また、議論の中でもございましたが、今回のコロナウイルスは、経済・産業分野にとどまらず、教育・文化・スポーツなど、私たちの生活を取り巻くあらゆる分野に影響が及んでいるということは皆さん御存知のとおりです。学校の休校が長引いた事で子供たちも影響を受けています。もちろん大人の私たちにとっても、今年は特別な1年というふうになっておりますが、子供たちにしてみると、それぞれの学年で、それぞれの季節に経験し、思い出を共有し積み重ねていく、そういう日々の学校生活や行事、部活動、そういったものが取り止め、または延期となったりすることで喪失感を生じているということも想像に難くはございません。どうか、子供たち…生徒、児童の心に寄り添う、そういった取組を行うことを期待しております。

また、進路をこれから選択し、夢を追い、それに向かっていこうという生徒が、その保護者の経済状況が悪化することによって、その可能性を狭める、または奪われてしまう、そういったことがないように手を差し伸べていくべきだというふうに考えます。

昨今の報道によりますと、北海道における経済活動の自粛は、新たな段階をこれから迎えるということで、いわゆるコロナ自粛…この緩みによる感染拡大の危険性も想定されております。直近の週末ですと、五味温泉に多くの日帰りの入浴客があったというふうに聞いております。また新しい段階に入ることで多くの利用客が町外からやって来る、そういったことも容易に想像ができます。是非、町民が安心して生活できるよう、感染防止の取り組み、こちらについても継続していくことを求めるものでございます。

最後になりますが、これまでも様々な対策に当たってこられました職員の皆さん、通常勤務に加え、コロナ対策の業務に当たることで…初めてという事もありまして…戸惑いや疲労が蓄積していること、こちらについても想像ができます。どうか職員の健康も守られるような配慮をしつつ、町民お一人お一人がコロナウイルスを乗り越えていけるよう、一つ一つの政策を確実に取り組むことを求め、私の賛成討論といたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 起立多数です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和2年第2回下川町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時45分 閉会

○議長（近藤八郎君） 町長から申し出がありましたので、挨拶があります。

○町長（谷 一之君） 臨時会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今臨時会におきまして、大変御多用の中、全員の御出席を賜り、心より御礼を申し上げます。

また、提案させていただいた案件の全てをお認めいただき、深く感謝申し上げます。

今後、新型コロナウイルス感染症対策については、国や道の方針などはもちろんのこと、本町としての独自の方針もしっかりと掲げながら、さらには収束しつつある中においても、気を緩めることなく対応していくことをお誓い申し上げるとともに、議員各位には御指導賜りますことを心よりお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして散会とします。